熊谷市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベスト等の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの含有調査事業を行う建築物の所有者等に対し、費用の一部又は全部を予算の範囲内で補助するため必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　アスベスト　天然の鉱物繊維であるアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう。

(2)　含有調査　吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト（ひる石）でアスベストの重量が当該吹付け建築材料の質量の０．１パーセントを超えるものをいう。）が施工されているおそれがある建築物について、建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成３０年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号）第２条第２項又は第３項に規定する者をいう。）が行うアスベストの含有に係る調査をいう。

(3)　民間建築物　国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人等以外の者が所有する建築物をいう。

（補助金の交付要件）

第３条　補助金の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号いずれにも該当する民間建築物とする。

(1)　市内に存する建築物

(2)　過去に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人等からこの要綱と同様の補助金の交付を受けていない建築物

２　補助事業等は、補助対象建築物の含有調査事業で、当該事業の内容が次の各号のいずれの基準にも該当するものとする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、この限りでない。

(1)　調査機関は、作業環境測定法（昭和５０年法律第２８号）第２条第７号に規定する作業環境測定機関のうち JIS A1481-1、1481-2、1481-3 又は 1481-4（以下「JIS A1481-1 等」という。）附属書の仕様に適合する装置及び機器を備える機関であること。

(2)　調査方法は、JIS A1481 等「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。

（補助金の交付を受けることができる者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　補助対象建築物の所有者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条に規定する区分所有者の団体

(2)　補助対象建築物を使用し、含有調査を行おうとする者で、所有者から補助事業等に関する承諾を受けた者

２　前項の規定にかかわらず、補助金交付の対象として市長が不適当と認める者は交付の対象としない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象建築物１棟につき、補助事業等に要する費用の額（その額に１，０００円未満の端数がある場合におい

ては、その端数を切り捨てた額）とし、２５０，０００円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アスベスト含有調査事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　登記事項証明書、家屋評価証明書、その他補助対象建築物の所在地、所有者及び建築時期が確認できるもの

(2)　団体の代表者であることを証する書類(申請者が第４条に規定する区分所有者の団体である場合に限る。)

(3)　区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類(申請者が第４条に規定する区分所有者の団体である場合に限る。)

(4)　配置図

(5)　アスベスト等が施工されているおそれがある場所を表示した平面図

(6)　アスベスト等が施工されているおそれがある場所の現況写真

(7)　第３条第２項で定める分析機関であることを証する書類

(8)　建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書の写し

(9)　見積書の写し

(10)　その他市長が必要と認めるもの

２　前項の申請書にて記載を求めていない事項及び同項各号に掲げられていない書類は、規則第５条第３項の規定により、省略されたものとみなす。

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、補助金の交付

の可否を決定し、アスベスト含有調査事業補助金交付決定・却下通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

３　補助事業者等は、やむを得ない理由により第１項の規定による通知を受けた後に補助事業等を取りやめるときは、速やかにアスベスト含有調査事業取りやめ届（様式第３号）を市長に届けでなければならない。

４　前項の届出があったときは、第１項に定める交付の可否の決定がなかったものとする

（補助事業等の着手）

第８条　補助事業者等は、前条第１項の規定による通知を受けた後でなければ、補助事業等に着手することができない。

（完了実績報告）

第９条　補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかにアスベスト含有調査事業完了実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1)　請負者と締結した契約書の写し

(2)　領収書等の写し

(3)　請求内訳書

(4)　分析機関が発行した分析調査結果報告書等の写し

(5)　調査箇所の採取中写真及び採取後の現場写真

(6)　その他市長が必要と認めるもの２　前項に規定する報告書は、

（補助金の交付額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めたときは、

補助金の額を確定し、アスベスト含有調査事業補助金確定通知書（様式第５号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第１１条　補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して３０日を経過する日又は第７条第１項の規定による通知を受けた日の属する年度２月末日のいずれか早い日までに、アスベスト含有調査事業補助金交付請求書（様式第６号）により、市長に請求しなければならない。

２　市長は、前項の請求があったときは、補助事業者等に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類の整備等）

第１２条　補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項の帳簿及び証拠書類は、第７条第１項の規定による通知を受けた日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（補助の制限）

第１３条　補助金の交付は、補助対象建築物１棟につき１回限りとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１３年３月３１日に限り、その効力を失う。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。